

介護サービス事業者の業務管理体制整備について

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の39)

(介護保険法施行規則第140条の40)

業務管理体制整備の内容			業務執行の状況の監査を定期的を実施
		法令遵守規程の整備 (業務が法令に適合することを確保するための規定)	法令遵守規程の整備 (業務が法令に適合することを確保するための規定)
	法令遵守責任者の選任 (法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者)	法令遵守責任者の選任 (法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者)	法令遵守責任者の選任 (法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者)
事業所等の数	1以上20未満	20以上100未満	100以上
届出事項	①事業者の ・名称又は氏名 ・主たる事務所の所在地 ・代表者氏名、生年月日、住所、職名		
	②法令遵守責任者の氏名、生年月日		
		③法令遵守規程の概要	
			④業務執行状況の監査方法の概要

(1) 事業所等の数の数え方について

- ・介護予防サービスの指定を受けている場合はその分も1ヶ所として数えます。
- ・介護予防支援事業所も含み、みなし事業所は除きます。
みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所です。

(2) 法令遵守責任者について

- ・法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定しています。
- ・法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保する

ことができる者を選任してください。なお、代表者自身が法令遵守責任者になることを妨げるものではありません。

(3) 「法令遵守規程」について

- 法令遵守規程には、事業者の従業員に法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

(4) 「業務執行の状況の監査」について

- 事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあっては監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確認する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。
- なお、この監査は事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。